

気候変動適応法の施行について（当面の予定）

環境省地球環境局

1 気候変動影響評価の実施

法第 10 条において、環境大臣は、気候変動の観測、監視、予測および評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、中央環境審議会の意見を聴いて、報告書を作成することとなっている。

前回（2015 年）の報告書作成から 5 年後の 2020 年度を目途に、次期気候変動影響評価報告書を作成予定。このため、2019 年 1 月頃に中央環境審議会へ諮問し、気候変動影響評価の作業を進める。

2 気候変動広域協議会の立ち上げ

法第 14 条に基づき、地域における気候変動適応を推進することを目的とし、地方公共団体、関係省庁地方支分部局、有識者等で構成される広域協議会を立ち上げる。環境省予算事業（地域適応コンソーシアム事業）で既に設立されている地域協議会を踏まえ、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州・沖縄の 7 地域で設置。第 1 回目の広域協議会は、1 月～2 月を予定。

3 関係研究機関等との連携

法第 11 条第 2 項に基づき、国立環境研究所は、気候変動適応計画に基づき、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人と連携することとなっている。国立環境研究所との連携・協力が想定される各省庁所管の研究機関等は別表のとおりであり、今後、国立環境研究所から各機関と調整させていただく。

4 気候変動適応計画の進捗管理方法

気候変動適応計画の進捗管理については、これまで実施されてきた「気候変動の影響への適応計画」（平成 27 年 11 月閣議決定）のフォローアップ等を踏まえて毎年度実施することとする。具体的には本推進会議の幹事会で検討し、適時適切に推進会議に報告する。

なお、気候変動適応に関する評価手法の設定については、国際的な課題となっており、法第 9 条においても、政府が気候変動適応計画の実施を通じて評価手法等を開発するよう努めることとされている。同評価手法についても、計画の進捗管理の作業と併せて相談させていただく予定。

5 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
2019年1月頃 2019年1月～2月	中央環境審議会へ気候変動影響評価に関する諮問 気候変動適応広域協議会（7地域）の開催
	<div data-bbox="354 591 1251 723" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響評価報告書の作成 ・気候変動適応計画の進捗管理（毎年度） </div>
2020年目途	気候変動影響評価報告書の公表
2021年目途	気候変動適応計画の変更

国立環境研究所との連携・協力が想定される研究機関等の例

研究機関等
宇宙航空研究開発機構
海上・港湾・航空技術研究所
海洋研究開発機構
科学技術振興機構
気象庁気象研究所
建築研究所
国際農林水産業研究センター
国土技術政策総合研究所
国立感染症研究所
国立極地研究所
国立保健医療科学院
産業技術総合研究所
情報通信研究機構
森林研究・整備機構森林総合研究所
水産研究・教育機構
土木研究所
農業・食品産業技術総合研究機構
防災科学技術研究所
理化学研究所